

利用者負担額の改定実施時期について

資料8

(1) 平成31年4月に実施した場合

内容	判定	メリット	デメリット
実施時期に係る共通事項	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・半年後に無償化を控える中での改定は利用者に理解され難い。 ・周知期間が短い。 ・改定内容に影響を与える可能性がある無償化の動向が不明確。
2号・3号とも市民税切替のみ	△	<ul style="list-style-type: none"> ・改定の影響が少ない。 	—
2号市民税切替のみ／3号↑	×	<ul style="list-style-type: none"> ・歳入増 	<ul style="list-style-type: none"> ・2号より負担割合が高い3号のみを引き上げることは理解が得られない。 ・無償化において質の向上を伴わない引き上げは制限される可能性あり。
2号市民税切替のみ／3号↓	×	—	<ul style="list-style-type: none"> ・歳入減 ・負担割合が26市平均を下回る3号を引き下げることが理解が得られない。 ・全体の負担割合が下がる(平成31年度のみ)。
2号↑／3号市民税切替のみ	△	<ul style="list-style-type: none"> ・歳入増(平成31年度のみ) ・負担割合が26市中最も低い2号を引き上げることは一定の理解は得られる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・無償化において質の向上を伴わない引き上げは制限される可能性あり。
2号・3号とも↑	△	<ul style="list-style-type: none"> ・歳入増 ・負担割合が26市中最も低い2号を引き上げることは一定の理解は得られる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・無償化において質の向上を伴わない引き上げは制限される可能性あり。
2号↑／3号↓	×	<ul style="list-style-type: none"> ・歳入増(平成31年度のみ) ・負担割合が26市中最も低い2号を引き上げることは一定の理解は得られる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・無償化において質の向上を伴わない引き上げは制限される可能性あり。 ・負担割合が26市平均を下回る3号を引き下げることが理解が得られない。
2号↓／3号市民税切替のみ	×	—	<ul style="list-style-type: none"> ・歳入減 ・負担割合が26市中最も低い2号を引き下げることが理解が得られない。 ・全体の負担割合が下がる(平成31年度のみ)。
2号↓／3号↑	×	<ul style="list-style-type: none"> ・歳入増 	<ul style="list-style-type: none"> ・負担割合が26市中最も低い2号を引き下げることが理解が得られない。 ・無償化において質の向上を伴わない引き上げは制限される可能性あり。
2号・3号とも↓	×	—	<ul style="list-style-type: none"> ・歳入減 ・負担割合が26市中最も低い2号を引き下げることが理解が得られない。 ・全体の負担割合が下がる(平成31年度のみ)。

(2) 平成32年4月に実施した場合

内容	判定	メリット	デメリット
実施時期に係る共通事項	△	・無償化の動向を勘案して改定することが可能 ・周知期間の十分な確保が可能	—
3号市民税切替のみ	△	・改定の影響が少ない。	—
3号↑	△	・歳入増	・無償化において質の向上を伴わない引き上げは制限される可能性あり。
3号↓	×	—	・歳入減 ・負担割合が26市平均を下回る3号を引き下げることが理解が得られない。

(3) 事務局案

【改定実施時期】

平成32年4月

【理由】

改定内容に拘らず、平成31年4月実施とした場合のデメリットが大きいため。